

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 27 日

各都道府県教育委員会総務担当課
各指定都市教育委員会総務担当課 御中

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

一般照明用の高圧水銀ランプの製造等の規制措置の周知について（依頼）

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）」が平成 29 年 8 月 16 日に施行されておりますが、この度、体育館や公園等で広く用いられている一般照明用の高圧水銀ランプの規制措置について、環境省及び経済産業省より周知の依頼がありましたのでお知らせします。

本法律では、水銀等を使用する製品の一部を「特定水銀使用製品」として定めており、その製造及び部品としての他の製品製造への使用は、令和 2 年 12 月 31 日から原則禁止となります（一部の特定水銀使用製品については、平成 30 年 1 月 1 日から既に規制が開始されています）。

一般照明用の高圧水銀ランプについても、特定水銀使用製品として令和 2 年 12 月 31 日より製造等が禁止となります。一般照明用の高圧水銀ランプを引き続き使用いただくことは可能ですが、交換のための高圧水銀ランプは将来的には入手できなくなりますので、LED 照明等への計画的な切替え等を検討いただくことが推奨されます。また、高圧水銀ランプを廃棄する際には廃棄物処理法に沿って適正に処理していただく必要があります。

つきましては、本規制措置について御認識いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、域内の所管の学校に対して、本事務連絡及び別添の内容について、広く周知をお願いいたします。

<添付資料>

- 別添 1 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の周知について（依頼）（平成 29 年 5 月 22 日事務連絡）（環境省・経済産業省作成）
- 別添 2 一般照明用の高圧水銀ランプの規制措置についての広報チラシ（環境省・経済産業省作成）
- 別添 3 「緊急！水銀ランプをお使いの皆様へ」チラシ（日本照明工業会作成）

【連絡先】

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課地方教育行政係
電話：03-5253-4111（内線 4678）